

長野県地球温暖化対策条例(仮称)の義務付けの基準等について

資料

H17.12.5

要綱(案)		国の基準	他都府県の基準	素案															
第4章	15	<p>省エネルギー法 燃料等を原油に換算して1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用する事業所</p> <p>(改正省エネルギー法 H18から実施 エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所)</p>	<p>「第一種エネルギー管理指定工場」に準じた基準 燃料等を原油に換算して3,000kl/年以上又は電気を1,200万kwh/年以上使用する事業所 ：三重県、広島県、徳島県</p> <p>「第二種エネルギー管理指定工場」に準じた基準 燃料等を原油に換算して1,500kl/年以上又は電気を600万kwh/年以上使用する事業所 ：岩手県、茨城県、栃木県、東京都、石川県、愛知県、兵庫県、宮崎県</p> <p>「第二種エネルギー管理指定工場」に準じた基準 + 燃料等を原油に換算して1,500kl/年以上使用又は電気で600万kwh/年以上使用又は店舗面積が10,000㎡以上ある事業所 ：埼玉県</p> <p>その他の基準 従業員が30人以上、かつ重油換算で50l/h以上使用するボイラーを設置等している事業所 ：神奈川県 従業員が21人以上、かつ重油換算で50l/h以上使用するボイラーを設置等している事業所 ：滋賀県</p> <p>改正省エネルギー法の「第二種エネルギー管理指定工場」に準じた基準 府内の事業所におけるエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者 ：京都府(予定) エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所を有する事業者(府内の事業所をすべて合算して提出) ：大阪府(予定)</p>	<p>改正省エネルギー法に準じた基準 エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所</p> <p>検討を要する事項 「事業所(単独事業所)」、「事業者(県内の事業所を合算)」のどちらで捉えるか</p> <p>「事業所」メリット：対象事業所を把握しやすい。(省エネルギー法と同じ事業者)事業者の事務の増加を抑えられる。(省エネルギー法と同じ捉え方) デメリット：事業者数よりも事業所数の方が多いので、県の事務量が増える。</p> <p>「事業者」メリット：県内におけるエネルギー使用量の捕捉率が高まる。 デメリット：省エネルギー法は事業所単位で捉えるため、書類作成時に合算する手間が増え、事業者に過重な負担を強いる可能性がある。事業者から報告される内容のうち、省エネルギー法の基準に満たない事業所の確認ができない。</p>															
	19	<p>(国基準なし)</p>	<p>24時間営業を常態とし、かつ府内の事業所におけるエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者 ：大阪府(予定)</p> <p>フランチャイズ方式について 「同一の商号、商標その他の表示を使用するすべての加盟業者及び親業者」：京都市 親業者：商品の販売又はサービスの提供を業とする者に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、その者から対価を得ることを業とする者をいう。 加盟業者：商品の販売又はサービスの提供を業とする者で、親業者から、その商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者に対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。</p>	<p>県内の事業所(自動販売機)におけるエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者で、かつ、次のいつれかに該当する者</p> <p>24時間営業を常態とする店舗において、商品の販売又はサービスを提供する事業者(フランチャイズ契約を締結している事業者(加盟業者)の場合は、フランチャイズ本部(親業者)が書類の提出を行う。)</p> <p>コンビニエンスストア、スーパー、ガソリンスタンド、レンタルビデオ、ファミリーレストラン等が対象になる。</p> <p>自動販売機(商品の授受及び金銭の受け渡しにおいて、対面販売でなく機械を相手とし、顧客自身が機械に対して決済し、直接商品を受け取るために使用される機械)により飲食物を提供する事業者</p>															
第5章	28	<p>(国基準なし)</p>	<p>駐車面積500㎡以上：岩手県、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府(予定) 駐車面積500㎡以上又は駐車台数40台以上：三重県、広島県 駐車面積500㎡以上又は駐車台数20台以上：埼玉県 駐車台数20台以上：東京都</p>	<p>捕捉できる駐車場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>申請・届出先</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場法第2条第1号に規定する路上駐車場の設置者及び同第12条に規定する路外駐車場の設置の届出を行った者</td> <td>市町村</td> <td>都市計画区域内の500㎡以上の有料駐車場等</td> </tr> <tr> <td>自動車ターミナル法第3条に規定する一般自動車ターミナルの許可を受けた者、又は同法第15条に規定する専用バスターミナルの確認を受けた者</td> <td>国土交通省</td> <td>長野バスターミナル 松本バスターミナル</td> </tr> <tr> <td>道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場を設置した道路管理者(国、県、市町村)</td> <td></td> <td>道の駅等</td> </tr> <tr> <td>大規模小売店舗立地法第5条に規定する届出を行った者</td> <td>県</td> <td>1,000㎡以上の大規模小売店舗の駐車場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考 他の都府県で設定はあるが、捕捉するのが困難な駐車場) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者又は従業員のために設置される駐車施設 特定の者の自動車の保管のために設置される駐車施設(月極駐車場等) 客待ち又は貨物の積卸しのために設置される駐車施設 規則で定める規模以上の駐車場 岩手県、神奈川県、滋賀県 " " 愛知県、三重県、広島県、埼玉県、東京都</p>	対象者	申請・届出先	概要	駐車場法第2条第1号に規定する路上駐車場の設置者及び同第12条に規定する路外駐車場の設置の届出を行った者	市町村	都市計画区域内の500㎡以上の有料駐車場等	自動車ターミナル法第3条に規定する一般自動車ターミナルの許可を受けた者、又は同法第15条に規定する専用バスターミナルの確認を受けた者	国土交通省	長野バスターミナル 松本バスターミナル	道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場を設置した道路管理者(国、県、市町村)		道の駅等	大規模小売店舗立地法第5条に規定する届出を行った者	県	1,000㎡以上の大規模小売店舗の駐車場
	対象者	申請・届出先	概要																
駐車場法第2条第1号に規定する路上駐車場の設置者及び同第12条に規定する路外駐車場の設置の届出を行った者	市町村	都市計画区域内の500㎡以上の有料駐車場等																	
自動車ターミナル法第3条に規定する一般自動車ターミナルの許可を受けた者、又は同法第15条に規定する専用バスターミナルの確認を受けた者	国土交通省	長野バスターミナル 松本バスターミナル																	
道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場を設置した道路管理者(国、県、市町村)		道の駅等																	
大規模小売店舗立地法第5条に規定する届出を行った者	県	1,000㎡以上の大規模小売店舗の駐車場																	
30	<p>(国基準なし)</p>	<p>限定する基準なし：東京都、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県、京都府(予定)</p>	<p>30(1)と30(2)を統合し、すべての自動車販売事業者に対し義務付け</p>																

要綱(案)		国の基準	他都府県の基準	素案
第5章	31	(1) 県内の事業所において自動車を使用する者(以下「自動車使用事業者」という。)のうち、 <u>規則で定める者</u> (以下「大口自動車使用事業者」という。)は、地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車管理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。  (国基準なし)  (改正省エネルギー法 H19から実施 貨物200台以上、バス200台以上、タクシー350台以上)	30台以上 :東京都 40台以上 :岩手県 50台以上 :滋賀県、広島県 100台以上 :大阪府(予定) トラック、バス 100台以上、タクシー150台以上 :京都府(予定 改正省エネルギー法の1/2を目安)	道路運送法に基づく運送事業者(いわゆる緑ナンバー事業者)に限定  検討を要する事項 ・台数について ・自家用自動車(白ナンバー)を実施しなくてよいのかどうか
第6章	35	(2) 電気機器等販売事業者のうち、 <u>規則で定める者</u> (以下「特定電気機器等販売事業者」という。)は、当該販売店において、省エネラベルを、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行わなければならない。  (国基準なし)	5台以上陳列される機械器具ごとに当該機械器具に掲出 :東京都(エアコン、冷蔵庫、ブラウン管テレビ) 限定する基準なし:京都府(予定 エアコン)	機械器具(エアコン、冷蔵庫、ブラウン管テレビ)のうちで、いずれかの機械器具が5台以上陳列されている場合は、機械器具すべてに省エネラベルを掲出する。
第7章	37	(1) 建築主のうち、 <u>規則で定める者</u> (以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物環境性能向上計画書を作成し、知事に提出しなければならない。  省エネルギー法 延床面積2,000㎡以上の非住宅  (改正省エネルギー法 H18から実施 延床面積2,000㎡以上の住宅を含む建築物)	延床面積2,000㎡以上(住宅を含む) :京都府(予定) 延床面積5,000㎡以上(住宅を含む) :大阪府(予定) 延床面積10,000㎡以上(住宅を含む) :東京都	改正省エネルギー法に準じた基準 延床面積2,000㎡以上(住宅を含む)  検討を要する事項 ・環境性能の内容
第8章	41	(1) 県内にエネルギーを供給している者(以下「エネルギー供給事業者」という。)のうち、 <u>規則で定める者</u> (以下「特定エネルギー供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出しなければならない。  RPS法により、次の3事業者に新エネルギーの一定割合(2010年に122.0億kwh)の導入が義務付けられている。 1 一般電気事業者(一般の需要に応じ電気を供給する事業を営むことについて許可を受けた者をいう。) 2 特定電気事業者(特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業を営むことについて許可を受けた者をいう。) 3 特定規模電気事業者(電気の使用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの(以下「特定規模需要」という。)に応ずる電気の供給を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものについて届出をした者をいう。)	特定エネルギー供給事業者(一般電気事業者、特定規模電気事業者) :東京都 特定電気事業者(一般電気事業者、特定規模電気事業者) :京都府	・ガス事業者(都市ガス、LPガス) :法律の規定によりガスの組成を変えることはできない。 ・石油販売事業者 :ガソリンへの3%以下のエタノールの混合は、現在実証実験中であり、基盤整備もこれからである。 BDFは、生産量が少なく特定の箇所での利用に限られている。 ・電気事業者 :再生可能エネルギーの導入が既に進んでいる。  一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者のうち、一定規模以上の電力を県内に供給するエネルギー供給事業者
定義		RPS法の新エネルギー ・風力 ・太陽光 ・地熱 ・水力(水路式の1000kW以下の水力発電) ・バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)を熱源とする熱・廃棄物であるバイオマスの焼却による発電については、このカテゴリに含まれます。	東京都 :太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。(規則 バイオマス(動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品(以下「化石燃料等」という。)を除く。)をいう。)を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー(原子力を除く。)とする。)	検討を要する事項 ・会社全体のエネルギー供給量、県内でのエネルギー供給量のいずれでとらえるのか。 (参考)中部電力の電力販売量(H16) 全体:126,663百万kWh、うち長野県分:10,750百万kWh ・再生可能エネルギーの種類は何か。